

令和7年度伊勢志摩国立公園横山集団施設地区利
用者負担に係るシステム及び園地等設計業務
特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成 29 年 7 月改定版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 設計対象範囲

本業務の設計範囲は別途図面に示す範囲とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和 7 年 9 月 30 日迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（建設部門：都市及び地方計画又は道路）
3. R C C M（道路又は造園）
4. 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級）

②下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。
また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（建設部門：都市及び地方計画又は道路）
3. 国土交通省登録技術者資格
4. R C C M（道路又は造園）
5. 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（上記3.を除く）

②下記の実績を有する者

1. 入札（業務）説明書に定める実績を有する者。

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が4億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を2億円に、契約件数の合計を5件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点	三重県志摩市阿児町鶴方	緯度	34° 20' 09"	経度	136° 48' 03"
終点	三重県志摩市阿児町鶴方	緯度	34° 19' 55"	経度	136° 48' 00"

第9条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は4回とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務中間時 2回
- 3) 業務完了時

第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、1回を想定している。

第11条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の2の定めのほか下記を記載する。

- 1) 安全管理

第12条 成果物の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：(以下、「要領」という) (国土交通省参照) に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品のこと。
5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

第13条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第14条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書1.28の1に示すとおりとする。

第15条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部(主たる部分を除く)を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載

した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

第 16 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 17 条 削除

第 18 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の (4) に示すとおり、「土木工事数量算出要領 (案)」(国土交通省参照) により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表 (案)」(国土交通省参照) により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式 (案)」(国土交通省参照) によること。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

第 19 条 公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

第 20 条 合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地踏査を実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第 21 条 業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

第 22 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるもの

とする。調査職員の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 23 条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を志摩市役所とする。
なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方に基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

第 24 条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 25 条 削除

第 26 条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、業務の実施にあつては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 27 条 削除

第 28 条 削除

第2章 業務内容（設計編）

第29条 業務の目的

環境省では政府全体で推進する「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つとして、訪日外国人国立公園利用者数の増加等を目標とした「国立公園満喫プロジェクト」を進めている。目標を達成するため、伊勢志摩国立公園は全国の公園の中で先行的、集中的に取組を実施する国立公園として選定され、伊勢志摩国立公園ステップアッププログラムに基づき関係機関と共に各種取組を推進している。伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2025には「横山園地における車両の誘導や駐車場管理の適正化について検討し、必要な対策を実施する」ことが環境省の役割として位置づけられており、これまでに地域関係者を交えた検討会や社会実験、アンケートにより、課題の整理等を実施したところである。その結果、安全性や利便性の向上、施設の維持管理に対するコストについて、受益者である利用者がその一部の費用負担（展望台駐車場の有料化及びシャトルバス有料運行等）をすることに地元との合意を得た。

本業務は、この仕組みを安全かつ適切に実現するため、伊勢志摩国立公園横山集団施設地区における利用者負担に係るシステム及び園地等について基本設計及び実施設計を行うものである。

第30条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものとす
る。

第31条 基本設計

本基本設計は、現況の詳細把握及び与条件の細部検討を行い、基本設計方針を設定する。基本設計方針に基づき、園地等の計画を現地と対応させるとともに、設計内容に関して自然環境・景観・利用者への影響を検討し、各施設相互の調整を図り、施設の位置、規模、内容を比較検討の上、決定して概略の設計を作成する。また、概算工事費を算出する。

成果物として、全体平面図、各種基本設計図、主要施設構造図等の基本設計図及びその内容を記述した基本設計説明書を提出する。構造物については、概略形式及び寸法の決定や、技術的、経済的判定を行うものとする。

（1）設計対象

設置予定設備 駐車場満空表示（webシステム設計含む）2基
駐車場ゲート2基 及び 精算機1基
防犯カメラ6基
上記設備を稼働させるための電気設備設計1式
（電力引込み、機材への電力分配）
上記設備の配置を踏まえた標識改修1式（新設・移設等）
山上駐車場改修1式

(面積 897 m²、舗装改修・ライン引き・歩車分離柵・タクシー乗降場設定等)
横山ビジターセンター駐車場及び外構改修 1 式

(面積約 340 m²、歩道改修・バス乗降場設定・タクシー乗降場設定等)
横山ビジターセンターの横から山上駐車場へ至る道路改修 1 式
(歩車分離柵・一部拡幅等)

(2) 設計条件

1. 設計対象地

横山園地山上駐車場

横山ビジターセンター駐車場及び外構部分

横山ビジターセンターの横から山上駐車場へ至る道路

志摩市道鶴方穴川線・横山線・横山支線の一部

(以上の駐車場及び道路沿いを含む)

2. JIS 又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いる

3. 2 以外のものを使用する場合は担当官の承諾を得るものとする

4. 設計対象地の自然条件、利用者視点の景観及び利用者の利便性・安全性を考慮し設計するものとする

(3) 設計項目

与条件の細部検討

基本方針の設定

諸施設の検討及び設定

基本設計図の作成

概算工事費の算出

基本設計説明書の作成

照査

設計協議 (1 回)

第 32 条 実施設計

本実施設計は、設計条件の確認と設計資料収集及び詳細現地踏査により、設計内容に関して自然環境・景観・利用状況への影響を検討し、基本設計に基づく諸施設の構造、材料、規格、デザイン、施工方法等を決定して、工事に必要な詳細図面を作成するとともに、数量計算書及び工事費内訳書を作成する。

成果物として、上記基本設計にて検討した機械設置のための施工計画、仮設計画の検討、工事仕様書及び実施設計図の作成、数量計算、工事費内訳書の作成、実施設計説明書の作成などを行うものとする。

(1) 設計対象

設置予定設備 駐車場満空表示 (web システム設計含む) 2 基

駐車場ゲート2基 及び 精算機1基
防犯カメラ6基

上記設備を稼働させるための電気設備設計1式

(電力引込み、機材への電力分配)

上記設備の配置を踏まえた標識改修1式(新設・移設等)

横山園地山上駐車場改修1式

(面積897㎡、舗装改修・ライン引き・歩車分離柵・タクシー乗降場設定・路面標示等)

横山ビジターセンター駐車場及び外構改修1式

(面積約340㎡、歩道改修・バス乗降場設定・タクシー乗降場設定・路面標示等)

横山ビジターセンターの横から山上駐車場へ至る道路改修1式

(歩車分離柵・一部拡幅・路面標示等)

(2) 設計条件

1. 設計対象地

横山園地山上駐車場

横山ビジターセンター駐車場及び外構部分

横山ビジターセンターの横から山上駐車場へ至る道路

志摩市道鵜方穴川線、横山線、横山支線の一部

(以上の駐車場及び道路沿いを含む)

2. JIS又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いる

3. 2以外のものを使用する場合は担当官の承諾を得るものとする

4. 設計対象地の自然条件及び景観を考慮し設計するものとする

(3) 設計項目

与条件の確認及び調査

実施設計の検討

実施設計図の作成

工事仕様書の作成

数量計算

工事費内訳書の作成

実施設計説明書の作成

照査

設計協議(1回)

(4) その他

設計業務を進めるにあたり、関係者への各種申請及び調整にかかる資料収集、作成を行うものとする。申請は土地所有者及び管理者との調整(それぞれ1回ずつ)とする。

第3章 その他

第33条 資料の貸与

発注者が貸与する図書その他の資料は、調査職員が別途指示する。

第34条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第35条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第36条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第37条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

